

消防広域化関係資料

消防庁 消防・救急課

令和4年4月

I 消防の広域化のこれまでの経緯

これまでの経緯

- 平成6年9月
「消防広域化基本計画について（通知）」で広域化を推進
- 平成18年6月
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け
- 平成18年7月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】
- 平成25年4月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設（※）
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。
- 平成29年4月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、
消防事務の一部について**連携・協力**の仕組みを創設
- 平成30年4月【第Ⅲ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（6年延長）
- 令和3年1月
「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について」通知
・各都道府県及び市町村に対し、消防の広域化及び連携・
協力の推進につき、一層の検討の加速を要請
- 令和4年3月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（広域化の推進期限と同じ）

【背景】

- 小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進
平成7年：全**931**本部うち管轄人口10万人未満の消防本部が**623**本部
（全本部数に占める割合**66.9%**）

【背景】

- 市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言い難い状況
平成18年：全**811**本部うち管轄人口10万人未満の消防本部が**487**本部
（全本部数に占める割合**60.0%**）

【法制化の概要】

- 広域化における国、都道府県、市町村の役割を明確化

【平成30年4月1日までの実績】

- 平成18年以降、52地域で広域化が実現
- 消防本部数が減少
平成30年：全**728**本部うち管轄人口10万人未満の消防本部が**433**本部
（全本部数に占める割合**59.5%**）

【参考】大規模な広域化の例

- ① **奈良県広域消防組合**（管轄人口約91万人）→**ほぼ全県1区**
平成26年4月1日に11消防本部（37市町村）が広域化
- ② **とちぎ広域消防事務組合**（北海道・管轄人口約35万人）→**管轄面積日本最大**（10,828km²=岐阜県とほぼ同面積）
平成28年4月1日に6消防本部（19市町村）が広域化

【趣旨】

- 小規模消防本部の限界に直面する事態が発生していることを受け、消防の広域化及び連携・協力の推進につき、一層の検討の加速を依頼。
- 特に、消防指令センターの共同運用については、消防指令システムの更新時期が全国的に令和6年度から8年度に集中していること、緊急防災・減災事業債の期限が延長されたことを踏まえ、実現に向けて積極的に検討するよう依頼。

【令和4年4月1日までの実績】

- 46地域193消防本部において消防指令センターの共同運用が実現

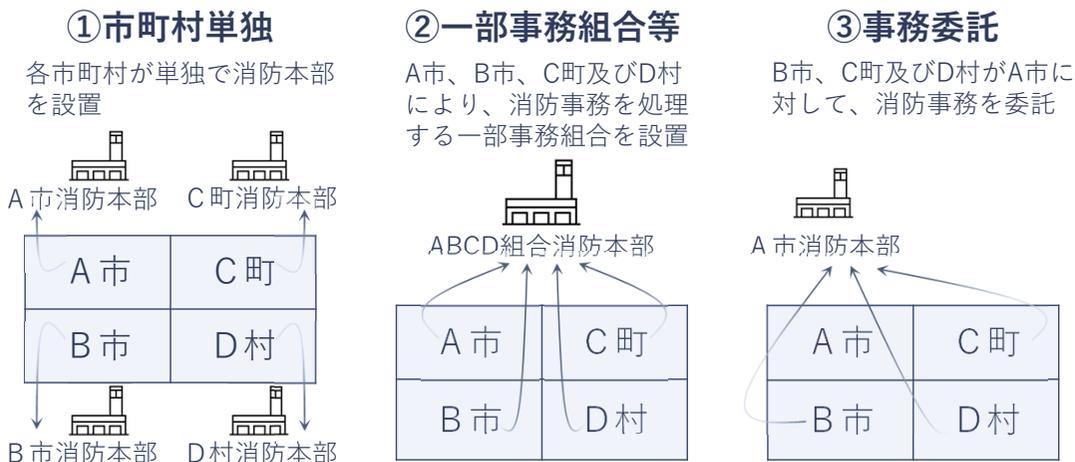
1 市町村の消防組織

- 消防組織法に基づき、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有しており、その消防事務を処理するため、消防本部、消防署又は消防団の全部又は一部を設けなければならないとされている。
- 現在の消防体制は、大別して、消防本部及び消防署が設置されている市町村（消防常備市町村）と、消防団のみが設置されている町村（消防非常備町村）がある。
- 令和3年4月1日現在、全1,719市町村に対して、消防常備市町村が1,690市町村、消防非常備町村が29町村となっている。
- 消防本部の設置方法としては、市町村単独での設置、一部事務組合もしくは広域連合による設置又は事務委託がある。

－表 消防本部の設置状況－ R3.4.1現在

設置区分	市町村数	消防本部数
①市町村単独	436	436
②一部事務組合等	1,109	288
③事務委託	145	
合計	1,690	724

－図1 消防本部設置イメージ－

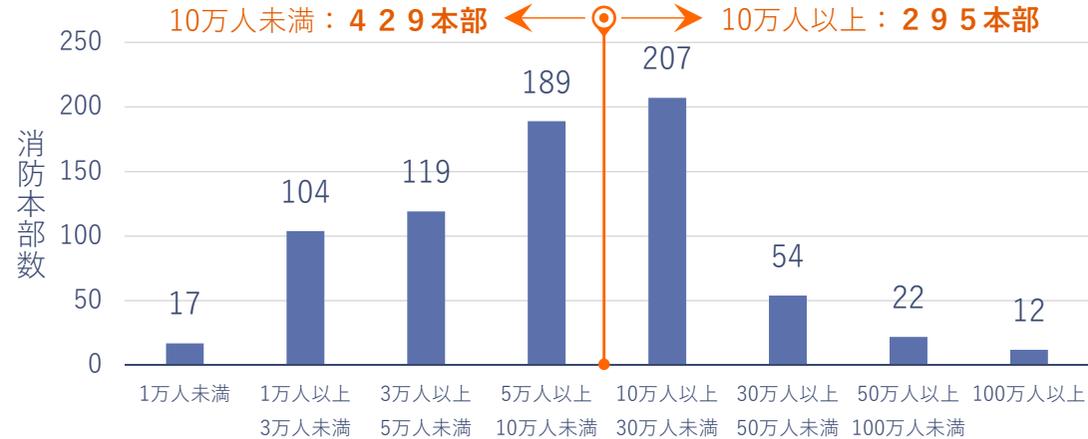


2 消防の広域化とは

- 消防は、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があるが、小規模な消防本部（※）においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合がある。

※市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）において、管轄人口10万人未満又は消防吏員数100人以下の消防本部を小規模消防本部と定義している。

－図2 人口規模別消防本部数－ R3.4.1現在



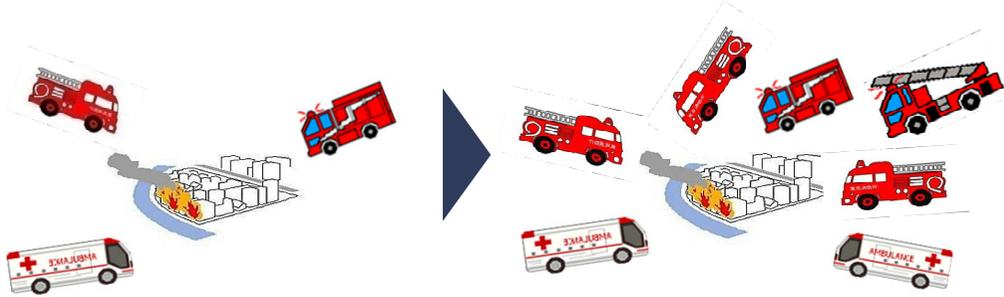
- これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制を強化することが極めて有効とされている。

○消防の広域化とは、消防組織法において「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されており、いわゆる消防組織を統合することをいう。

- 図1で示すところの②一部事務組合等の設置及び③事務委託の手法により、消防組織の規模を大きくし、消防体制の強化を図るというもの。

3 消防の広域化による効果の例

① 災害発生時における初動体制の強化



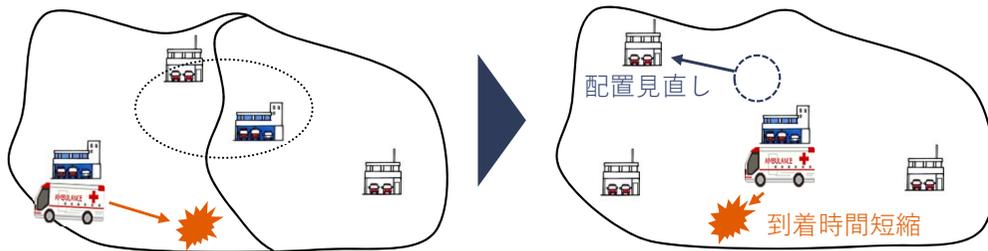
《具体事例》

火災初動対応（第一出動）時の出動車両等の充実

奈良県広域消防組合消防本部	3～6台→6～7台
宇部・山陽小野田消防局	5台→7台
小田原市消防本部	6台→10台
埼玉東部消防組合消防局	5～7台→8台

② 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

A市消防本部 B市消防本部 新A B消防本部

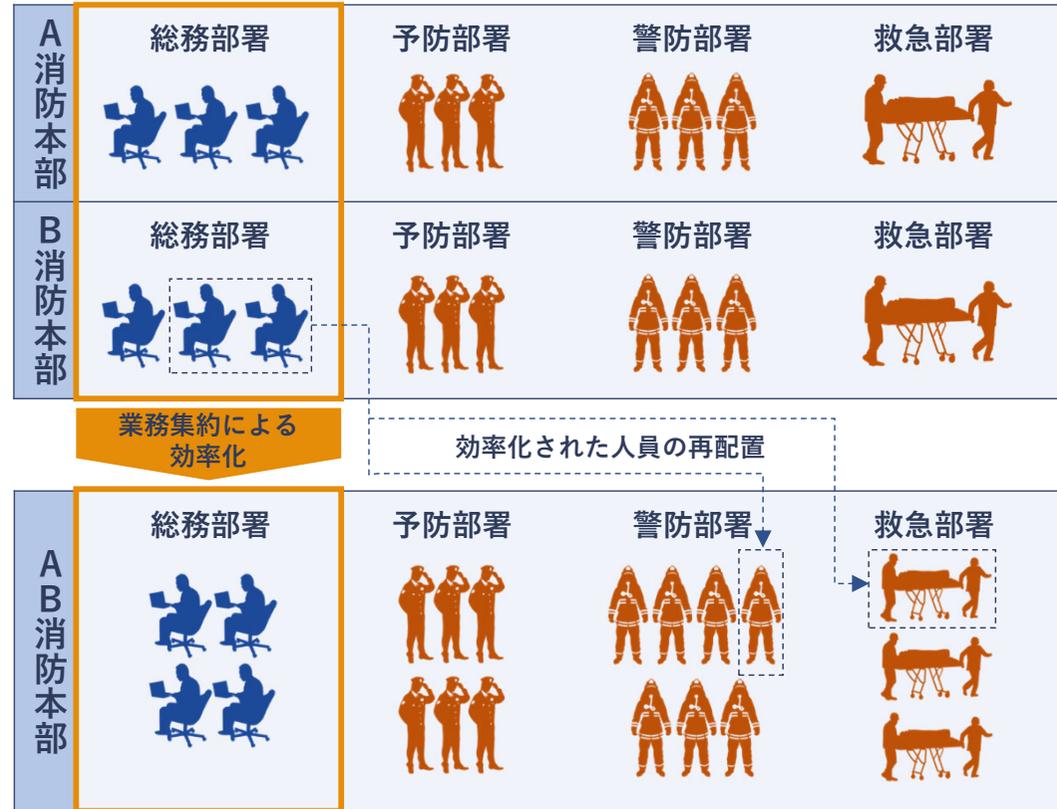


《具体事例》

救急出動時における現場到着時間の短縮

弘前地区消防事務組合消防本部	弘前市種市 ▲ 13 : 39
小田原市消防本部	小田原市小竹 ▲ 4 : 51

③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強



《具体事例》

業務集約に伴う人員効率化による現場活動要員の増強及び出動体制の強化

奈良県広域消防組合消防本部	広域化により122人の人員を現場へ再配置
宇部・山陽小野田消防局	指揮隊2隊を新たに配置
小田原市消防本部	高度救助隊を発足

II 消防の広域化について

5 消防の広域化及び消防の連携・協力に対する財政措置（令和4年度）

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費
		特別交付税	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村 〔※1〕	特別交付税	消防広域化準備経費 ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
			消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債〔※2〕 ・消防署所等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。） 一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	
連携・協力	都道府県	特別交付税	消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する支援に要する経費 ・消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	地方債 〔※2〕	防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築〔※3〕（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。）
			緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築〔※3〕（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう。
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	

※1 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※2 消防の広域化及び連携・協力関連事業（防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債）については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。（令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。）

※3 消防指令システム及び機器、指令センターの建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合は、指令センター部分を按分する。）、消防救急デジタル無線の整備を含む。

III 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和4年4月1日現在）

年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	方式	広域化前の消防本部等	構成市町村
21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部 上川南部消防事務組合消防本部	富良野市・南富良野市・占冠村 上富良野町・中富良野町
	2	広島県	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部	東広島市 竹原市・大崎上島町
	3	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部	久留米市（田主丸町、北野町、三瀧町及び城島町を除く） 小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町・久留米市（田主丸町、北野町、三瀧町及び城島町）
22.4.1	4	東京都	東京消防庁	事務委託	東京消防庁	特別区(23区)、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町（事務委託28市町村） 東久留米市消防本部
23.4.1	5	富山県	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部	砺波市・南砺市 小矢部市
	6	兵庫県	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部	西脇市・多可郡 加東市 加西市
23.11.28	7	奈良県	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村（非常備）	五條市 十津川村
23.12.1	8	山形県	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町（非常備） 中山町（非常備）	山形市 山辺町 中山町
24.4.1	9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部	上砂川町 砂川町・奈井江町・浦臼町
	10	山形県	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部 南陽市消防本部 高島町消防本部 川西町消防本部	米沢市 南陽市 高島町 川西町
	11	茨城県	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部	ひたちなか市 東海村
	12	山口県	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部	宇部市 山陽小野田市
24.10.1	13	滋賀県	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部	東近江市（旧愛東町・旧湖東町を除く）・近江八幡市・竜王町・日野町 愛荘町・東近江市（旧愛東町・旧湖東町）
25.3.30	14	富山県	新川地域消防本部	一部事務組合	黒部市消防本部 入善町消防本部 朝日町消防本部	黒部市 入善町 朝日町

年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	方式	広域化前の消防本部等	構成市町村
25.3.31	15	青森県	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町（北部上北広域の構成町）	青森市・今別町・外ヶ浜町・逢田村 平内町
	16	神奈川県	小田原市消防本部	事務委託	小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部	小田原市 南足柄市・中井町・大井町 松田町・山北町・開成町
17	富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村（非常備村）	魚津市 滑川市 上市町 舟橋村	
	18	静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部	焼津市 藤枝市
19	埼玉県	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡町消防本部 杉戸町消防本部	久喜市・宮代町 加須市 幸手市 白岡町 杉戸町	
	20	埼玉県	埼玉西部消防局	一部事務組合	所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部	所沢市 狭山市 入間市 日高市・飯野市
21	静岡県	下田消防本部	一部事務組合	下田消防本部 西伊豆広域消防本部	下田市・河津市・南伊豆市 西伊豆町・松崎町	
22	大阪府	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部 阪南岬消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部	泉佐野市・田尻町 阪南市・岬町 泉南市 熊取町	
	23	兵庫県	西はりま消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部	たつの市・揖保郡太子町 宍粟市 相生市 佐用町
24	兵庫県	南但消防本部	一部事務組合	朝来市消防本部 養父市消防本部	朝来市 養父市	
25	佐賀県	佐賀広域消防局	広域連合	佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部	佐賀市（三瀬村を除く）・多久市・小城市 神埼市・吉野ヶ里町・佐賀市（三瀬村）	
26	鹿児島県	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合	指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町（南薩地区消防組合消防本部の構成町）	指宿市・南九州市（旧額住町） 南九州市（川辺町・知覧町）	
25.7.1	27	青森県	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	弘前地区消防事務組合消防本部 黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部 板柳町消防本部	弘前市・西目屋村・大罾町・藤崎町・平川市碓ヶ関 黒石市・田舎館村 平川市 板柳町

III 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和4年4月1日現在）

年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	方式	広域化前の消防本部等	構成市町村
26.4.1	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合消防本部 芦別市消防本部 赤平市消防本部	滝川市・新十津川町・雨竜町 芦別市 赤平市
	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	上川町（上川中部消防組合の構成町） 鷹栖町（上川中部消防組合の構成町） 旭川市消防本部	上川町 鷹栖町 旭川市
	30	北海道	大雪消防組合	一部事務組合	比布町（上川中部消防組合の構成町） 愛別町（上川中部消防組合の構成町） 当麻町（上川中部消防組合の構成町） 大雪消防組合	比布町 愛別町 当麻町 美瑛町・東川町・東神楽町
	31	大阪府	大東四條畷消防本部	一部事務組合	大東市消防本部 四條畷市消防本部	大東市 四條畷市
	32	奈良県	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部 西和消防組合消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 香芝・広陵消防組合消防本部 大和郡山市消防本部 桜井市消防本部 五條市消防本部 宇陀広域消防組合消防本部 葛城市消防本部 中吉野広域消防組合消防本部 吉野広域行政事務組合消防本部 野迫川村（非常備村）	大和高田市・橿原市・御所市・高取町・明日香村 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・河合町・王寺町 天理市・山添村・川西町・三宅町・田原本町 香芝市・広陵町 大和郡山市 桜井市 五條市 宇陀市・曾爾村・御杖村 葛城市 大淀町・下市町・黒滝町・天川村 吉野町・川上町・東吉野町・上北山村・下北山村 野迫川村
	33	佐賀県	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部 有田町消防本部	伊万里市 有田町
	34	熊本県	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局 高遊原南消防本部	熊本市 益城町・西原村
	35	大阪府	富田林市消防本部	事務委託	富田林市消防本部 河南町消防本部	富田林市・太子町・千早赤坂村 河南町

年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	方式	広域化前の消防本部等	構成市町村
27.4.1	36	茨城県	稲敷広域消防本部	一部事務組合	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 阿見町消防本部	稲敷市・龍ヶ崎市・牛久市・利根町・河南町・美浦村 阿見町
	37	長野県	上伊那広域消防本部	広域連合	伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪町 駒ヶ根市・飯島町・中川村・富田村
	38	大阪府	豊中市消防局	事務委託	豊中市消防本部 能勢町（非常備） 高千穂町（非常備）	豊中市 能勢町 高千穂町
	39	宮崎県	西臼杵広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	五ヶ瀬町（非常備） 日之影町（非常備）	五ヶ瀬町 日之影町
27.10.1	40	栃木県	那須地区消防本部	一部事務組合	大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部	大田原市・那須塩原市 那須町・那須塩原市（旧黒磯市）
28.4.1	41	北海道	とちか広域消防局	一部事務組合	帯広市消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 西十勝消防組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部	帯広市 音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町 清水町・芽室町・新得町 広尾町・大樹町・更別村・中札内村 幕別町・豊頃町・池田町・浦幌町 足寄町・本別町・陸別町
	42	埼玉県	草加八潮消防局	一部事務組合	草加市消防本部 八潮市消防本部	草加市 八潮市
	43	神奈川県	厚木市消防本部	事務委託	厚木市消防本部 清川村（非常備）	厚木市 清川村
	44	静岡県	静岡市消防局	事務委託	静岡市消防局 島田市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部	静岡市 島田町・川根本町 吉田町・牧之原市（旧榛原町） 牧之原市（旧相良町）
	45	静岡県	駿東伊豆消防本部	一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆消防本部	沼津市 伊豆市・伊豆の国市・函南市 伊東市 清水町 東清水町
46	静岡県	富士山南東消防本部	一部事務組合	三島市消防本部 裾野市消防本部 長泉町消防本部	三島市 裾野市 長泉町	
47	大阪府	箕面市消防本部	事務委託	箕面市消防本部 豊能町消防本部	箕面市 豊能町	
48	和歌山県	新宮市消防本部	事務委託	新宮市消防本部 北山村（非常備）	新宮市 北山村	
29.4.1	49	神奈川県	横須賀市消防局	事務委託	横須賀市消防局 三浦市消防本部	横須賀市 三浦市
50	石川県	白山野々市広域消防本部	一部事務組合	白山野々市広域消防本部 川北町（能美広域事務組合消防本部の一部）	白山市・野々市市 川北町	

III 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和4年4月1日現在）

年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	方式	広域化前の消防本部等	構成市町村
30.4.1	51	愛知県	尾三消防本部	一部事務組合	豊明市消防本部	豊明市
					長久手市消防本部	長久手市
					尾三消防本部	日進市・みよし市・東郷町
30.4.1	52	岐阜県	岐阜市消防本部	事務委託	岐阜市消防本部	岐阜市・瑞穂市
					山県市消防本部	山県市消防本部
					本巣消防事務組合消防本部	本巣市・北方町
31.4.1	53	宮城県	あぶくま消防本部	一部事務組合	岩沼市消防本部	岩沼市
					巨理地区行政事務組合消防本部	巨理町、山元町
					久留米広域消防本部	久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
31.4.1	54	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	大川市消防本部	大川市
					大川市消防本部	大川市
R3.4.1	55	大阪府	堺市消防局	事務委託	堺市消防局	堺市、高石市
R3.4.1	56	富山県	高岡市消防本部	事務委託	大阪狭山市消防本部	大阪狭山市
					高岡市消防本部	高岡市
R4.4.1	57	神奈川県	茅ヶ崎市消防本部	事務委託	氷見市消防本部	氷見市
					茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎市
R4.4.1	57	神奈川県	茅ヶ崎市消防本部	事務委託	寒川町消防本部	寒川町

5 7 地域において広域化が実現

IV 消防広域化重点地域の指定状況（令和4年4月1日現在）

○ 36ブロックが消防広域化重点地域に指定済

都道府県	指定時期	No.	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化 予定時期	
北海道	H25 12月	1	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川市・新十津川町・雨竜町	済 H26.4	
				芦別市消防本部	芦別市		
				赤平市消防本部	赤平市		
		2	歌志内市を含む地域	歌志内市消防本部	歌志内市	未定	
		3	長万部町を含む地域	長万部町消防本部	長万部町	未定	
		4	美唄市を含む地域	美唄市消防本部	美唄市	未定	
	7	5	旭川市消防本部	旭川市消防本部	旭川市	済 H26.4	
				上川中部消防組合消防本部(一部)	上川町・鷹栖町		
		6	大雪消防組合消防本部	大雪消防組合消防本部	美瑛町・東神楽町・東川町	済 H26.4	
				上川中部消防組合消防本部(一部)	当麻町・比布町・愛別町		
		帯広市消防本部	帯広市	済 H28.4			
			西十勝消防組合消防本部		新得町・清水町・芽室町		
			北十勝消防事務組合消防本部		音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町		
			東十勝消防事務組合消防本部		幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町		
			南十勝消防事務組合消防本部		中札内村・更別村・大樹町・広尾町		
			池北三町行政事務組合消防本部		本別町・足寄町・陸別町		
	宮城	H26 12月	8	あぶくま消防本部	亶理地区行政事務組合消防本部	亶理町・山元町	済 H31.4
					岩沼市消防本部	岩沼市	
	茨城	H26 3月	9	茨城消防救急無線・指令センター運用協議会	水戸市消防本部	水戸市, 城里町	未定
					土浦市消防本部	土浦市	
					石岡市消防本部	石岡市	
常陸太田市消防本部					常陸太田市		
高萩市消防本部					高萩市		
北茨城市消防本部					北茨城市		
笠間市消防本部					笠間市		
取手市消防本部					取手市		
常陸大宮市消防本部					常陸大宮市		
那珂市消防本部					那珂市		
つくば市消防本部					つくば市		
かすみがうら市消防本部					かすみがうら市		
小美玉市消防本部					小美玉市		
茨城町消防本部					茨城町		
大洗町消防本部					大洗町		
大子町消防本部					大子町		
茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部					古河市・下妻市・常総市・坂東市・八千代町・五霞町・境町		
筑西広域市町村圏事務組合消防本部					結城市・筑西市・桜川市		
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部					常総市・守谷市・つくばみらい市		
鹿行広域事務組合消防本部		潮来市・行方市・鉾田市					
鹿島地方事務組合消防本部		鹿嶋市・神栖市					
10	稲敷広域消防本部	阿見町消防本部	阿見町	済 H27.4			
		稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部	龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・美浦村・河内町・利根町				

都道府県	指定時期	No.	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化 予定時期	
栃木	H27 3月	11	那須地区消防本部	大田原地区広域消防組合消防本部	大田原市・那須塩原市	済 H27.10	
				黒磯那須消防組合消防本部	那須塩原市・那須町		
埼玉	H26 2月	12	草加八潮消防局	草加市消防本部	草加市	済 H28.4	
				八潮市消防本部	八潮市		
神奈川	H26 9月	13	第1ブロックの一部	上尾市消防本部	上尾市	R5 予定	
				伊奈町消防本部	伊奈町		
	H25 12月	14	厚木市消防本部	厚木市消防本部	厚木市	済 H28.4	
				清川村(非常備)	清川村		
				横須賀市消防局	横須賀市		
H27 11月	15	横須賀市消防局	三浦市消防本部	三浦市	済 H29.4		
			茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎市			
H31 3月	16	湘南地区の一部	寒川町消防本部	寒川町	済 R4.4		
			大磯町消防本部	大磯町			
H31 3月	17	湘南地区の一部	二宮町消防本部	二宮町	未定		
			高岡市消防本部	高岡市			
富山	R1 12月	18	高岡市消防本部	氷見市消防本部	氷見市	済 R3.4	
石川	H29 3月	19	白山野々市広域消防本部	白山野々市広域消防本部	白山市・野々市	済 H29.4	
				能美広域事務組合消防本部(一部)	川北町		
長野	H25 9月	20	上伊那広域消防本部	伊那消防組合消防本部	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村	済 H27.4	
				伊南行政組合消防本部	駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村		
岐阜	H28 10月	21	岐阜市消防本部	岐阜市消防本部	岐阜市・瑞穂市	済 H30.4	
				山県市消防本部	山県市		
静岡	H26 4月	22	駿東伊豆地域	沼津市消防本部	沼津市	未定	
				伊東市消防本部	伊東市		
				清水町消防本部	清水町		
				東伊豆町消防本部	東伊豆町		
				田方消防本部	伊豆市・伊豆の国市・函南町		
				下田消防本部	下田市・河津町・南伊豆町		
				西伊豆広域消防本部	西伊豆町・松崎町		
				富士山南東消防本部	三島市消防本部		三島市
				裾野市消防本部	裾野市		
				長泉町消防本部	長泉町		
				熱海市	熱海市消防本部		熱海市
				富士宮市消防本部	富士宮市		
				富士市消防本部	富士市		
				静岡市消防局	静岡市		
島田市消防本部	島田市・川根本町						
23	岳南地域	富士宮市消防本部	富士宮市	未定			
		富士市消防本部	富士市				
24	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市	済 H28.4			
		島田市消防本部	島田市・川根本町				
25	中遠地域	吉田牧之原市広域施設組合消防本部	吉田町・牧之原市	未定			
		牧之原市相良消防本部	牧之原市				
26	東遠地域	袋井市森町広域行政組合消防本部	袋井市・森町	未定			
		磐田市消防本部	磐田市				
27	西遠地域	御前崎市消防本部	御前崎市	未定			
		菊川市消防本部	菊川市				
28	尾三消防本部	掛川市消防本部	掛川市	未定			
		浜松市消防局	浜松市				
愛知	H28 3月	28	尾三消防本部	湖西市消防本部	湖西市	済 H30.4	
				豊明市消防本部	豊明市		
				長久手市消防本部	長久手市		
				尾三消防本部	日進市・みよし市・東郷町		

IV 消防広域化重点地域の指定状況（令和4年4月1日現在）

○ 36ブロックが消防広域化重点地域に指定済

大阪	H26 2月	29	大東四條畷消防本部	大東市消防本部	大東市	済 H26.4
				四條畷市消防本部	四條畷市	
	H26 3月	30	豊中市消防局	豊中市消防本部	豊中市	済 H27.4
				能勢町(非常備)	能勢町	
	H27 8月	31	富田林市消防本部	富田林市消防本部	富田林市	済 H26.10
河南町消防本部				河南町		
H30 12月	32	箕面市消防本部	箕面市消防本部	箕面市	済 H28.4	
			豊能町消防本部	豊能町		
和歌山	H27 3月	34	新宮市消防本部	堺市消防局	堺市・高石市	済 R3.4
				大阪狭山市消防本部	大阪狭山市	
福岡	H30 8月	35	久留米広域消防本部	新宮市消防本部	新宮市	済 H28.4
				北山村(非常備)	北山村	
佐賀	H25 9月	36	伊万里・有田消防本部	久留米広域消防本部	久留米市・小都市・うきは市・大刀洗町・大木町	済 H31.4
				大川市消防本部	大川市	
				伊万里市消防本部	伊万里市	済 H26.4
				有田町消防本部	有田町	

V 広域化が進まない理由（都道府県広域化ヒアリングにより聴取）

（メリットが見いだせない）

- **地形的**な理由（山地や海等で地域が**分断**）のため、広域化のメリットが見いだせない。**メリットが限定的**で十分ではない。
- すでに市町村合併、組合設立により広域化しているため、更なる広域化は必要ない。
- 指令の共同運用を実施、又は消防救急デジタル無線を整備しており、**現在以上のメリット及び費用対効果が見込めない**。

（比較的小規模な消防本部側の懸念）

- 小規模本部が、**都市部本部と広域化することにより周辺地域となり消防力が低下する**という懸念。
- 市町村合併の印象から、広域化後、消防署が出張所になり、消防力が下がるのではないかとの懸念。
- 広域化により**大規模消防本部の消防力にあわせる必要があり、負担金が増える**のではないかとの懸念。

（比較的大規模な消防本部側の懸念）

- 現在の本部規模が適当で十分な消防体制であると考えている。
- 中心市や消防力に格差がある大規模な消防本部が、**消防力流出を懸念**し反対している。

（地域とのつながりを優先）

- 地域に密着した消防業務を実施しており、地元と消防の結びつきが強い。
- 市と消防は一体であるべきとして広域化に反対。
- 合併により単独消防となった首長が、広域化により組合消防となることに抵抗**がある。
- 市の防災部局や消防団との連携がとりにくくなることを懸念。

（広域化を推進したいが調整が難航）

- 将来の**財政負担増の懸念がある中**、構成市の財政力が弱い、人件費の調整等が困難等の理由から、**負担金割合の調整**がつかない。
- 広域化の**方式に対する意見の違い**（事務委託、一部事務組合）により協議が停滞。
- 消防本部をどちらに置くか調整がつかない。
- 指令台、本部及び署所庁舎の**整備時期の不一致**。
- 組織体制（署所数）をめぐる**首長の意見不一致**。
- 県を数個に分けるブロックではメリットが見いだせないとし、**広域化するなら県1体制**が良いとする消防本部がブロック内にある。

（市町村（長）側の要因）

- 市町村合併時の軋轢**から、各首長が広域化に反対。
- 広域化のメリット（本部や指令の統合による現場要員の増強）を、**市長部局から削減対象**と捉えられてしまう。

（その他）

- 消防救急無線のデジタル化の整備を優先してきた。指令業務の共同運用の協議を優先する。
- 比較的小規模な消防本部であるが、財政力が強く単独で消防が維持できる状況。

VI 広域化実現団体における広域化が進んだ主な理由

(首長、組合管理者の理解・リーダーシップ)

○消防本部名称・所在地、負担金割合、人員配置、各署所数等の重要調整項目についても、首長会議にて決定した。

(経費の節減)

○高機能消防指令センター及び消防・救急デジタル無線設備において、広域化による負担軽減が想定されていた。

(地域のつながり)

○市境に山や川など遮るものがなく、市街地等が一体化し都市形態も類似している。市民の行き来も頻繁で、元来地域間のつながりが強かった。

(関係者間の緊密な調整)

○協議会発足前の検討会から、担当者による話し合いや各首長・各議会との調整を十分に行った。

(単独消防による災害対応の限界)

○構成市町村が広域化の可能性を検討していた時期、構成市管内で集中豪雨により河川が氾濫し大規模な水害が発生。県内応援協定に基づき県内消防本部から応援に当たったが、応援協定に基づく出動の限界（即応性、指揮命令系統の分散など）を、広域化を検討中の首長が認識し、「効果的、効率的な災害対応を行うためには消防力の強化が必要であり、その為には消防広域化が有効な手段の一つである」との見解で一致した。

(市町村合併による理由（行政区域と消防管轄地域の相違、広域化協議の開始）)

○市町村合併により、A市域の大半をA市消防本部が、残りの区域をB組合本部（A市域以外の町も加入）が管轄する変則的な消防体制が長期的に続いており、B組合本部管内のA市住民からA市消防本部同様のサービスの提供について、再三要望がなされていたことを契機として、最終的にA市消防本部とB組合本部全体の広域化につながった。

(広域化に向けた中心市の取組み)

○構成市町の中心市が、広域化の前年度に1市単独で消防はしご自動車を購入し広域化に前向きに取組んだ（広域化後、はしご自動車は組合消防の車両として使用することになり、他の組合構成市町の車両購入に係る負担が軽減された）。

(消防力の均衡)

○構成市町村は同程度の消防力を有しており、他の構成市に消防力が流出し、将来的に特定市が財政負担増になる可能性が低かった。

(給与調整と既存の組合の給与水準)

○既存組合の一般職員の給与水準が、構成市町の中心市に準じており、消防職員の給与水準も他の市町消防職員と比較し中間水準であった¹¹

VII 消防指令センターの共同運用の実施状況（令和4年4月1日現在）

運用開始	都道府県	方式	消防本部
H11.4.1	静岡県	協	・沼津市消防本部 ・清水町消防本部 (H28.2.1より5本部（伊東市消防本部、東伊豆町消防本部、 田方消防本部で運用開始後、H28.4.1から消防の広域化）)
			・三島市消防本部 ・長泉町消防本部 ・裾野市消防本部 （H27.10.5に離脱し、H27.10.6より3 本部で運用開始後、H28.4.1から消防 の広域化）
H20.2.27	石川県	協	・金沢市消防局 ・津幡町消防本部 ・かほく市消防本部 ・内灘町消防本部
H23.4.1	兵庫県	協	・宝塚市消防本部 ・猪名川町消防本部 ・川西市消防本部
	兵庫県	協	・尼崎市消防局 ・伊丹市消防局
H23.5.25	大阪府	相	・箕面市消防本部 ・豊能町消防本部 (H28.4.1から消防の広域化)
H23.10.1	埼玉県	協	・熊谷市消防本部 ・行田市消防本部
H24.3.1	福島県	協	・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
	愛知県	協	・豊橋市消防本部 ・豊川市消防本部 ・新城市消防本部 ・蒲郡市消防本部 ・田原市消防本部 （H16.10.1から共同運用開始） （H20.4.1加入） （H22.4.1加入） （H24.3.1加入）
H24.4.1	静岡県	協	・掛川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 ・菊川市消防本部 ・磐田市消防本部
	愛知県	協	・知多市消防本部 ・東海市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部 ・常滑市消防本部 ・大府市消防本部

運用開始	都道府県	方式	消防本部
H24.4.1	岡山県	協	・津山圏域消防組合消防本部 ・真庭市消防本部 ・美作市消防本部
H24.12.1	愛知県	協	・瀬戸市消防本部 ・尾張旭市消防本部 ・上尾市消防本部 ・伊奈町消防本部
H25.4.1	埼玉県	協	・海部東部消防組合消防本部 ・愛西市消防本部 ・蟹江町消防本部 ・津島市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部
	愛知県	協	・尾三消防本部 ・豊明市消防本部 ・長久手市消防本部 H30.4.1 広域化 → 尾三消防本部（一部事務組合）
H25.4.1	千葉県	協	・千葉市消防局 ・市原市消防局 ・成田市消防本部 ・富里市消防本部 ・栄町消防本部 ・袖ヶ浦市消防本部 ・富津市消防本部 ・山武郡市広域行政組合消防本部 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 ・長生郡市広域市町村圏組合消防本部 ・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 ・安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・香取広域市町村圏事務組合消防本部 ・銚子市消防本部 ・印西地区消防組合消防本部 ・四街道市消防本部 ・木更津市消防本部 ・君津市消防本部 ・旭市消防本部
			・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 （下線4本部は、R3.2.1加入） ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部 ・柏市消防本部 ・習志野市消防本部 ・我孫子市消防本部 ・八千代市消防本部
H25.10.10	山口県	協	・下関市消防局 ・美祢市消防本部 ・高岡市消防本部 ・氷見市消防本部 （R3.4.1から消防の広域化）
H26.1.1	富山県	協	・砺波地域消防組合消防本部

凡例

- 協 協議会方式
- 事 事務委託
- 相 相互応援協定
- 内 内部組織の共同設置
- 広域化済み

VII 消防指令センターの共同運用の実施状況（令和4年4月1日現在）

凡例
■ 協議会方式
■ 事務委託
■ 相互応援協定
■ 内部組織の共同設置
■ 広域化済み

運用開始	都道府県	方式	消防本部
H26.4.1	広島県	協	・尾道市消防局 ・三原市消防本部
	香川県	協	・丸亀市消防本部・善通寺市消防本部 ・多度津町消防本部
H27.4.1	埼玉県	協	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防本部
	神奈川県	協	・横須賀市消防局 } H25.4.1から共同運用開始 ・三浦市消防本部 } H29.4.1から消防の広域化 ・葉山町消防本部 (H27.4.1加入)
	神奈川県	協	・座間市消防本部・海老名市消防本部・綾瀬市消防本部
	山梨県	協	・都留市消防本部・大月市消防本部・上野原市消防本部
	大阪府	相	・池田市消防本部 ・豊中市消防本部
	和歌山県	協	・和歌山市消防局 ・海南市消防本部 ・紀美野町消防本部 ・那賀消防組合消防本部
	徳島県	協	・美馬市消防本部 ・美馬西部消防組合消防本部
H27.7.6	大阪府	事	・枚方寝屋川消防組合消防本部 ・交野市消防本部
H27.9.10	静岡県	協	・富士市消防本部・富士宮市消防本部
H27.10.1	栃木県	協	・那須地区消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部
H28.2.15	神奈川県	事	・茅ヶ崎市消防本部 ・寒川町消防本部 (R4.4.1から消防の広域化)
H28.4.1	青森県	協	・十和田地域広域事務組合消防本部 ・北部上北広域事務組合消防本部 ・三沢市消防本部 ・中部上北広域事業組合消防本部
	群馬県	協	・高崎市等広域消防局 ・利根沼田広域消防本部 ・渋川広域消防本部 ・多野藤岡広域消防本部 ・富岡甘楽広域消防本部・吾妻広域消防本部
	愛知県	協	・犬山市消防本部 ・小牧市消防本部 ・江南市消防本部 ・岩倉市消防本部 ・丹羽広域事務組合消防本部 ・西春日井広域事務組合消防本部
	愛知県	協	・一宮市消防本部 ・稲沢市消防本部
	三重県	協	・桑名市消防本部 } H19.4.1から共同運用開始 ・四日市市消防本部 } ・菰野町消防本部 (H28.4.1加入)
	大阪府	協	・吹田市消防本部 ・摂津市消防本部
	奈良県	協	・奈良市消防局 ・生駒市消防本部

運用開始	都道府県	方式	消防本部
	和歌山県	協	・橋本市消防本部 ・伊都消防組合消防本部 ・高野町消防本部
	和歌山県	協	・田辺市消防本部 ・白浜町消防本部
	福岡県	協	・久留米広域消防本部 } H31.4.1から消防の広域化 ・大川市消防本部 } ・八女消防本部 ・柳川市消防本部 ・大牟田市消防本部 ・筑後市消防本部 ・甘木・朝倉消防本部 ・みやま市消防本部
	鹿児島県	協	・南さつま市消防本部 ・指宿南九州消防組合
H28.4.1	沖縄県	協	・豊見城市消防本部 ・うるま市消防本部 ・宮古島市消防本部 ・宜野湾市消防本部 ・石垣市消防本部 ・久米島町消防本部 ・東部消防組合消防本部・中城北中城消防本部 ・名護市消防本部 ・糸満市消防本部 ・比謝川行政事務組合ニライ消防本部 ・金武地区消防衛生組合消防本部 ・島尻消防、清掃組合消防本部 ・国頭地区行政事務組合消防本部 ・伊江村（非常備） ・渡嘉敷村（非常備） ・座間味村（非常備） ・粟国村（非常備） ・渡名喜村（非常備） ・南大東村（非常備） ・北大東村（非常備） ・伊平屋村（非常備） ・伊是名村（非常備） ・多良間村（非常備） ・竹富町（非常備） ・与那国町（非常備）
			岩手県
H28.6.1	茨城県	協	・常陸太田市消防本部 ・大洗町消防本部 ・北茨城市消防本部 ・鹿島地方事務組合消防本部 ・常陸大宮市消防本部 ・鹿行広域事務組合消防本部 ・高萩市消防本部 ・大子町消防本部 ・土浦市消防本部 ・水戸市消防本部 ・取手市消防本部 ・笠間市消防本部 ・石岡市消防本部 ・那珂市消防本部 ・かすみがうら市消防本部・小美玉市消防本部 ・茨城町消防本部・筑西広域市町村圏事務組合消防本部 ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部
			H29.4.1

VII 消防指令センターの共同運用の実施状況（令和4年4月1日現在）

運用開始	都道府県	方式	消防本部
H29.11.30	福岡県	事	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市消防局 ・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 ・粕屋南部消防組合消防本部 ・宗像地区消防本部 ・粕屋北部消防本部 ※筑紫野太宰府消防組合消防本部（R5年度加入予定） ※糸島市消防本部（R11年度加入予定）
H30.4.1	愛知県	内	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市消防本部 ・幸田町消防本部
R3.2.26	大阪府	協	<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市消防本部 ・忠岡町消防本部

凡例	
協	協議会方式
事	事務委託
相	相互応援協定
内	内部組織の共同設置
■	広域化済み

**46地域193消防本部において
消防指令センターの共同運用が実現**